



2026 年 7 月号

『改正食品関連法規解説 2026』

改正された主な食品関連法規の概要を学ぶ (39)

文責：山口 廣治（一般社団法人全国スーパーマーケット協会 客員研究員）

<はじめに>

今月は最初に、農林水産省からの食の安心・安全にかかわる緊急の周知徹底事案として、今国会で成立した家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 20 号)について解説します。その後に、前月号に続き、令和 8 年（2026 年）5 月 20 日から 6 月 11 日の期間に公布・改正された主な食品関連法規について解説（一部抜粋・省略・加工）します。

『緊急の周知徹底事案』

1. 家畜伝染病予防法が改正 施行日:令和 8 年 7 月 1 日

1) ランピースキン病の家畜伝染病への追加、輸入禁止品の販売等の禁止、家畜防疫官による立入検査権限等。

2. 登録飼養衛生管理者によるワクチン接種の特例 施行日:令和 9 年 5 月 1 日

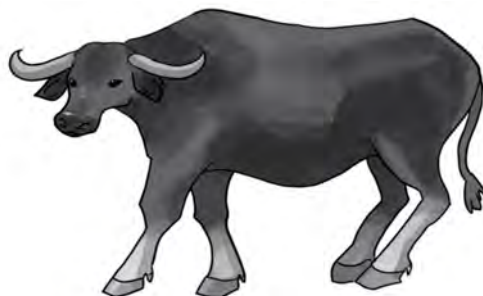
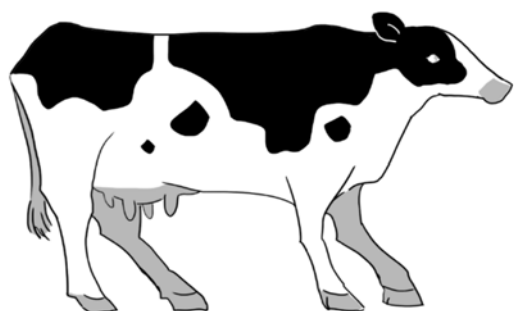
【家畜伝染病予防法の一部を改正する法律施行の背景】

令和 6 年に国内にて*ランピースキン病のウイルスが従来より感染力の強いウイルスに変異しており、被害が拡大した。また、豚熱についてはワクチンにより発生が抑制されているものの、科学的知見を踏まえつつ、清浄化に向けて着実に取組を進めていく必要があること。また、畜産物の輸入検疫については、輸入検疫を適切に受けずに国内に持ち込まれる違法な畜産物が増加し、その持込みの態様も悪質化しており、国内での販売事例も確認されていることから、早急に対策強化する必要があること。このような情勢を踏まえ、家畜伝染病予防法の一部を改正する法

律案を第 221 回国会に提出し、令和 8 年 5 月 15 日に成立、同年 5 月 19 日に公布された。

***ランピースキン病について**

宿主は**牛、水牛**でヒトへの感染はない。皮膚の結節や乳量の減少等の症状を呈する、牛・水牛の病気で、皮膚に病変等が生じる疾病。致死性は低いものの、有効な治療法はない。主に蚊、ハエ、ダニ等の吸血昆虫による感染が急速に拡大する。生乳生産の低下や経済的被害だけでなく、死亡率 1～5 %となっているため早期封じ込めが必要となる。海外では主に感染地域の牛の移動制限、症状のある牛のとう汰、及びワクチン接種が行われている。人には感染せず、畜産物も食用上は安全とされている。



©m i z u h o.
デザインオフィス

(ランピースキン病の海外の発生状況)

アフリカで流行し、2010 年代、中東の一部、トルコ、南ヨーロッパにおいて発生。2019 年以降、アジアでの発生拡大。2023 年及び 2024 年、韓国で発生。2025 年、イタリア、フランス及びスペインで発生している。

(ランピースキン病の国内の発生状況)

令和 6（2024）年 11 月 6 日、福岡県内の 2 農場で初めて発生を確認。同年 12 月 18 日までに 19 事例の発生を確認した。発生農場から牛が移動しており、熊本県でも発生。同年 12 月 26 日までに 3 事例の発生を確認、230 頭発症した。令和 7（2025）年 2 月以降新たな発生は確認されていない。

(家畜伝染病への追加)

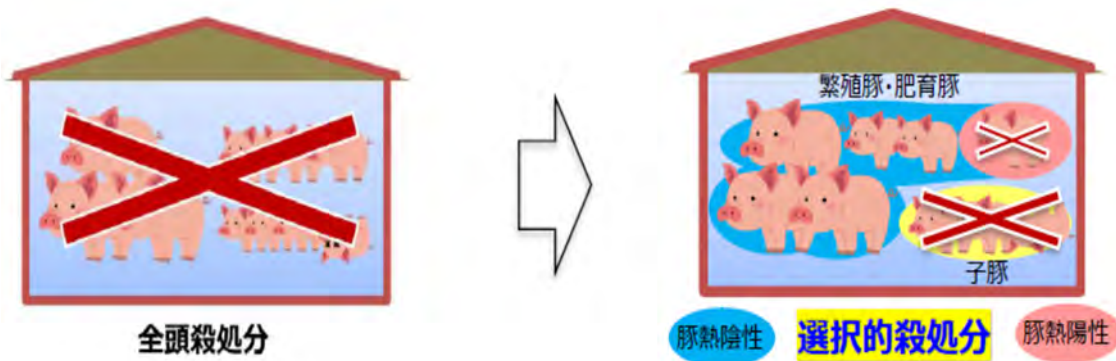
これまでの国内における発生からランピースキン病を家畜伝染病に追加し、継続して法的強制力のある防疫対策を実施できる体制を構築する。それについても、新たに義務付けられる主な対応として、発症牛の隔離及び殺処分、緊急ワクチンの接種、畜舎等の消毒、移動制限等、とした。また、殺処分した牛や移動制限時の損失に対しては法に基づき支援することとなる。

【家畜伝染病予防法の一部を改正する法律のまとめ】

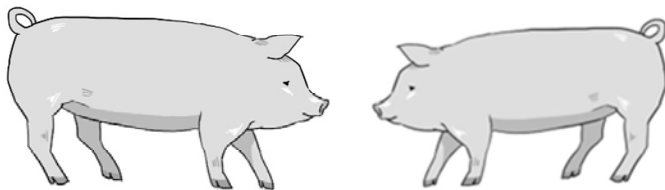
1. ランピースキン病を届出伝染病から家畜伝染病へ格上げすることで、緊急ワクチン接種、殺処分、移動制限等を義務付け（注：届出伝染病については予防検査のみ可能）（第 2 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 21 条第 1 項）

2. 豚熱への効率的・迅速な対応について

(1)豚熱に係る選択的殺処分の実施として、新型 PCR 検査による知見を踏まえ、全頭殺処分から、子豚や症状があり検査陽性となった豚を殺処分とする方法に変更（第 16 条第 1 項、第 17 条）



(2)豚熱ワクチン接種者の確保等として、①都道府県からの要請があった場合、研修を受け獣医師相当の接種技術を備えた飼養衛生管理者も豚熱ワクチン接種が可能となる特例を措置（原始附則第 5 条～第 10 条）②豚熱ワクチン接種後の確認検査を、都道府県から大学や民間検査機関に委託した場合、委託費の 1/2 を国が負担。（第 60 条第 1 項）



©m i z u h o.デザインオフィス

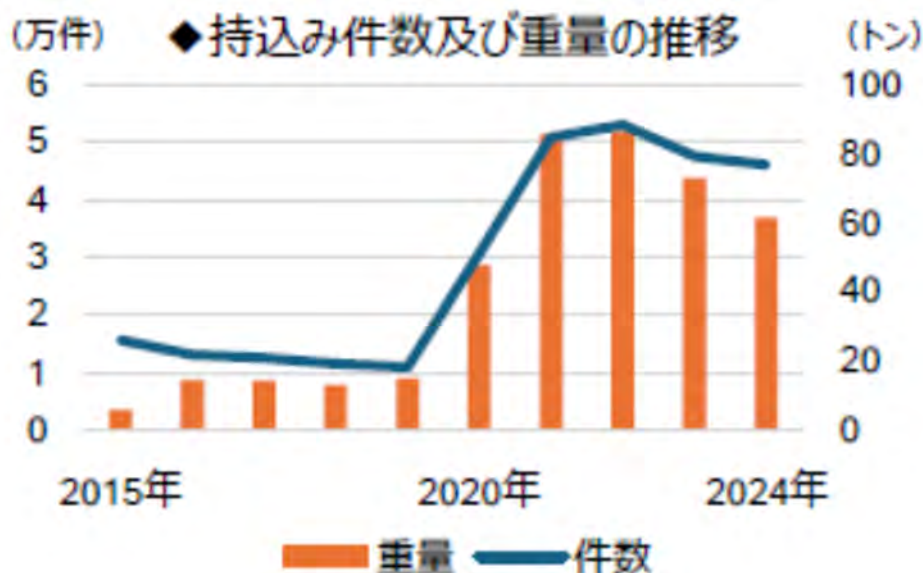
3. 輸入禁止品への対応強化

2019 年頃から国際郵便による違反畜産物の輸入が増加し、現在も多い中、違反畜産物が含まれる国際郵便物の宛先が外国食材店であるケースも確認。国内の外国食材店では、違法に輸入された疑いのある畜産物が販売されている事例も確認されている。（参照グラフ：国際郵便による違反畜産物の摘発状況）

対策として、AI を活用した X 線画像解析等により輸入検疫体制を強化しつつ、次の手当を措置。

①輸入禁止品の販売等を禁止（第 44 条の 2）②家畜防疫官に、外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品の廃棄権限等を付与（第 51 条第 2 項～第 6 項）

＜国際郵便による違反畜産物の摘発状況＞



【施行日】令和8年7月1日。ただし、2（1）、（2）②は本改正法の公布の日（令和8年5月19日）。2（2）①は令和9年5月1日）

『改正食品関連法規解説』

279.「ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約」および「ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約施行規則」が改正（告示日:令和8年5月19日）

【主な改正の内容】

- 1）ローヤルゼリーに食物アレルギーを有する者は摂取を控える旨、医師に相談した上で摂取すべき旨等、食物アレルギーに関する注意事項を表示しなければならない旨が規定された。
- 2）禁止される不当表示の表示媒体の例示として、容器包装、カタログ、説明書、新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、インターネット、口頭等が具体的に示された。
- 3）表示禁止事項として、「事業者が自己の供給するローヤルゼリーの取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難である表示」が追加された。
- 4）その他、語句の整理等、所要の整備が行われた。

【施行日】令和8年5月19日（ただし、第3条第7項の規定（【主な改正の内容】の1））は、告示日から起算して2年を経過した日:令和10年5月19日から施行。

（参考）ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約・施行規則の一部変更から

●公正競争規約の一部変更について

認定日：令和8年3月31日、施行日：官報告示日（令和8年5月19日）

- 1、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に整合させる観点から、所要の規定の整備を行うため

- 2、アレルギーに関する注意喚起表示の義務付け規定を新設するため
- 3、「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」（令和5年3月28日内閣府告示第19号）の内容を不当表示の禁止事例として規定するため
- 4、不当表示の禁止の対象となる表示媒体を明確化するため

●公正競争規約施行規則の一部変更について

承認日：令和8年3月31日、施行日：官報告示日（令和8年5月19日）

- 1、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に整合させる観点から、所要の規定の整備を行うため
- 2、アレルギーに関する注意喚起表示の具体的内容を規定するため
- 3、「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」（令和5年3月28日内閣府告示第19号）の解釈について規定するため
- 4、組成基準の規定に関し、条項中の「粗たん白」を「たんぱく質」に改めるほか、たんぱく質の検査方法について、「燃焼法」を採用できるように改めるため

280.食品、添加物等の規格基準の一部を改正 告示日:令和8年5月20日

【主な改正の内容】

次の農薬等について、食品中の残留基準値が設定された。

- 農薬:イソシクロセラム、キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル、ピフルブミド、フェンメディファム、ベンジルアデニン
- 農薬及び動物用医薬品:オキシリニック酸

【施行日】告示日の令和8年5月20日から

ただし、一部の食品に係る残留基準値については、告示の日から起算して1年を経過した日（令和9年5月20日）から適用すること。

<告示の日から起算して1年を経過した日から残留基準値を適用する食品>

農薬等	食品
オキシリニック酸	米（玄米をいう。）、ばれいしょ、キャベツ、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）、ねぎ（リーキを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、あんず（アプリコットを含む。）、うめ、その他のハーブ、牛の食用部分及び魚介類（甲殻類に限る。）
キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル	かんしょ、カリフラワー、トマト、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、メロン類果実（果皮を含む。）及びその他の野菜
ピフルブミド	小豆類、なす、すいか（果皮を含む。）、未成熟いんげん、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブル

	オレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、日本なし、西洋なし、もも(果皮及び種子を含む。) 及びおうとう(チェリーを含む。)
フェンメディファム	てんさい及びほうれんそう
ベンジルアデニン	アスパラガス、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、みかん、みかん(外果皮を含む。)、りんご及びぶどう

第3 運用上の注意

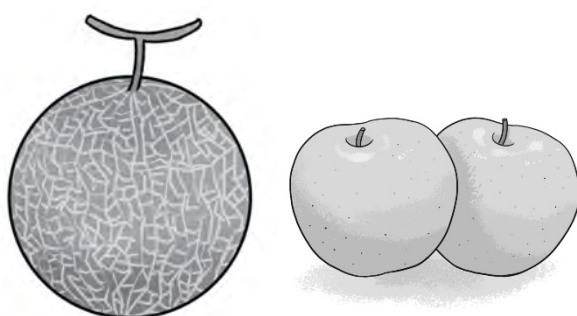
1 残留基準値関係

．．．．．略．．．．．

2 その他

(1) 「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイー」に設定されている残留基準値について現行の残留基準値を削除する場合並びに残留基準値を設定又は改正する農薬等であって、「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイー」に残留基準値を設定しない場合にあっては、別に規定する場合を除き、「すいか(果皮を含む。)」、「メロン類果実(果皮を含む。)」、「まくわうり(果皮を含む。)」、「みかん(外果皮を含む。)」、「びわ(果梗こうを除き、果皮及び種子を含む。)」、「もも(果皮及び種子を含む。)」及び「キウイー(果皮を含む。)」としてそれぞれ一律基準(0.01ppm)を適用すること。

(2) 今回の改正に当たり、別紙において、「さけ目魚類」には、さけ目魚類のほか、にしん目魚類及びきゅうりうお目魚類を含むことを明確化したが、既存の「さけ目魚類」の考え方を変更するものではないこと。



©m i z u h o.デザインオフィス

281. 食薬区分における成分本質(原材料)の取扱いの例示の一部改正について

人が経口的に服用する物が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第1項第2号又は第3号に規定する医薬品に該当するか否かについては、「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」に基づき判断することとしている。また、個別の成分本質(原材料)については、「食薬区分における成分本質(原材料)の取扱いの例示」【以下「例示通知」】に規定しているところです。

今般、例示通知の別添 1「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」（以下「専ら医リスト」という。）を改正するとともに、「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」（以下「非医リスト」という。）を改正します。

【主な改正の内容】

（１）「専ら医リスト」について、以下の成分本質（原材料）が追加された。

３．その他（化学物質等）

・ 6－メチルニコチン

（２）非医リストについて、以下の改正が行われた。

非医リストについて、食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示リストの記載整備の考え方について」を踏まえ、「１．植物由来物等」に学名欄を追加するとともに、名称欄等について、必要な記載整備を行った。

また、以下の成分本質（原材料）を非医リストに追加した。

１．植物由来物等

・ クラミドモナス・ラインハルチー ・ コウキクサ ・ ミジンコウキクサ

３．その他（化学物質等）

・ イソリキリチゲニン

282. 「ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約」および「ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約施行規則」が改正（告示日:令和 8 年 6 月 11 日）

【主な改正の内容】

１、定義（第 2 条）において、プロセスチーズに添加することができる食品の範囲及び添加する際に満たすべき条件が整理された。

２、別表が追加され、プロセスチーズに添加することができる乳等が規定された。

３、特定表示事項に関する規定（第 4 条）が改正され、「CHEDAR」、「Gouda」、「エメンタール」、「ブルー」、「カマンベール」等のチーズが、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号。GI 法）の指定を受けていない「普通名称」のチーズであることが明確化された。

４、公正競争規約において引用している「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」が「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」に変更されたほか、頂ずれへの対応などが行われた。

５、その他、語句の整理等、所要の整備が行われた。

【施行日】 令和 8 年 6 月 11 日

(参考)

ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約・施行規則の一部変更から

●公正競争規約の一部変更について

認定日：令和8年5月13日、施行日：官報告示日（令和8年6月11日）

1、プロセスチーズを製造する時に添加することができる食品の名称及び量並びに加える目的等に関する規定を明確にするため

2、「チェダー」、「ゴーダ」、「エメンタール」、「ブルー」、「カマンベール」等のチーズがGI法の指定を受けていない「普通名称」のチーズであることを明確にするため

3、「原産国について、誤認されるおそれがある表示」に「原料原産地」を加え、原料原産地を誤認させるおそれがある表示を不当表示と位置付ける変更をするため

4、景表法、乳等命令及び食品表示基準の改正を踏まえ、これらの法令の条項引用箇所について所要の変更をし、併せて条項中の用語も整備するため

●公正競争規約施行規則の一部変更について

承認日：令和8年5月13日、施行日：官報告示日（令和8年6月11日）

1、「チェダー」、「ゴーダ」、「エメンタール」、「ブルー」、「カマンベール」等のチーズがGI法の指定を受けていない「普通名称」のチーズであることを明確にするため

2、条項中の用語の整備のための変更をするため

つづく

参考文献：消費者庁、農林水産省、厚生労働省、食品安全委員会、環境省、（一社）公正取引協議会、中央法規（株）イラスト：m i z u h o.デザインオフィス（イラストは転載禁止）